

地公退ニエース

No. 93
2009. 12. 18
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

鳩山政権と地公退課題

鳩山政権は前政権の負の遺産に苦しみながらも、一つずつ課題に立ち向かっている。多くの課題や場面があるが、地公退が関心を持つテーマの見通し・動向は次のように伝えられている。

一．税制.. 政府税制調査会

＊ 従来の税制検討は、実権を持たない政府税調が抽象論を書き、自民党税調が個別税目について密室で決定してきた。租税特別措置をはじめ利害関係者は党税調と結びついて、取引を含め影響力を行使してきた。

これに対し、新政権は政府税調に一元化して、その討論を公開することとした（配布資料・議事録とも速やかにインターネットで公開されている）。透明である分論争が外部に明らかとなり、混乱と映る側面もあるが、これが本来のあり方である。一〇月八日の第一回以降一二月一五日の第二二回まで極めて精力的に開催・議論されている。

＊ 来年度予算編成の前提となる平成二二年度税制改革大綱の検討を先行し、年内予算編成の前提作りのため集中討議が進められている。

＊ 大綱決定後に中長期的税制改革の検討が行われる。二〇一〇年一月に専門家委員会を設置して中長期的税制改革方針の助言を受けて税調議論に持ち込む方針と伝えられる。前政権から引き継いだ財政構造は、公債残高のGDP比率が敗戦直後に匹敵する高さに達しており、単年度歳入では公債発行額が税収を上回る状況にある。他方小泉政権が切り捨ててきた適切な公共サービス・積極的社会保障を展開するためには大きな財源を必要としている。中長期課題の検討にあたっては社会保障充実の必要額を明示すると共に、それを確保する税制のあり方について率直な討論と国民への呼びかけが不可欠である。

＊ 地公退は退職者連合とともに政府・与党に対して重点要求「所得税の公的年金控除を二〇万円から一四〇万円に復元」「六五歳以上の老年人控除五〇万円を復活」（この二件はマニフェスト記載）「介護費用の所得税控除拡充」などを二〇一〇年度改正で実現するよう要請してきた。

一二月四日開催の第一九回税調で提起された「取りまとめ方向」では、「（二〇一一年度改正で取り組む）配偶者控除見直し・今後検討する年金制度改革（マニフェストでは二〇一三年までに法改正と記載）の内容を踏まえて検討する」としており、この方向で決定すれば要求の実現は先送りされる可能性がある。

二．高齢者医療制度.. 高齢者医療制度改革会議

一二月三〇日に第一回が開催された改革会議は、厚生労働大臣が表明している「年齢による区分を作らない新制度を作るなど六項目の考え方に基づき、二〇一一年度中に現行制度を廃止・新制度発足の関連法成立、二〇一三年度新制度移行、それまでの間は現行制度の経過措置維持・手直し」という枠組みで進められる予定である。退職者連合は、即時廃止を要求して運動してきたが、「後期高齢者

医療制度廃止Ⅱ老人保健法復元・周知・施行」「新制度検討・法成立・周知・施行」の二過程より後段の一過程のみのほうが合理的かつ時間短縮になると判断して、厚労省が示したスケジュールを前提に対処することとした。

委員として参加する退連の阿部事務局長は当面次の主張をもって臨むこととしている。

退連の主張（第一次）

- ① 公的保険による国民皆保険制度の維持
- ② 応能負担を原則とし、必要な医療給付を保障
- ③ 事業主負担は現状を下回らない
- ④ 後期高齢者医療制度を廃止、国保などと地域保険として一元化をめざす

ただ、改革会議の構成は利害関係者が勢揃いしており、現行制度を作るまでの過程でそれぞれが強硬に自分の主張を展開してきた経過があり、一致した出口に到達するには困難も予想される。

三．年金

＊ 年金についてはまず二〇一〇年一月に年金機構が発足する。並行して記録問題に集中対処する予定だが、マニフェストにいう二年間では解決しないと伝えられている。地公退は社会保険庁職員の間限解雇反対、記録問題の早期解決を主張している。

＊ マニフェストに書かれた「一元的で公平な年金制度」を具体化する制度のあり方Ⅱ国民年金と厚生年金の統合をどうするか、基礎年金の税方式化・最低保障年金、被用者年金一元化をどうするかなどは、二〇一三年までに法制化するとされている。地公退は基礎年金税方式化に反対、制度の大幅改革は慎重に、追加費用削減議論の再燃反対などを主張している。

＊ 二〇一〇年度の年金額は、例年の日程であれば一月二九日（二六日の属する週の金曜）に公表される消費者物価指数とあわせて発表される見通し。デフレが伝えられる中で消費者物価の動向に注目する必要がある。

四．介護保険・障害者制度

介護保険に関する見直しは医療・障害者施策と関連して進行する。二〇一〇年は法付則が求める介護制度見直しの年に当たるが、財政的裏づけは二〇一二年に介護報酬改定・処遇改善交付金の継承策・診療報酬改定などが予定されているので、制度見直しの施行は二二年となることも考えられる。

連合・地公退が主張してきた被保険者の範囲拡大は、隣接する障害者自立支援法について現行法廃止・新法制定・一部負担金応能化の方向で検討されることとなったので、介護保険一部負担金が一割のままであれば両制度は重ねられない構造になる。

障害者制度については、一二月八日の閣議で障害者制度改革推

進本部（鳩山本部長）、実務検討を担う当事者参加による障害者制度改革推進会議（仮）の設置方針を決定し、前記の新法制定を含めて一〇～一五年の五年間障害者制度改革に集中的に取り組むとした。地公退は一〇年が介護制度見直しの年に当たることを念頭に多くの要求を掲げている。

介護保険制度改定見通しと関連事項

年	介護制度	介護事業計画	介護報酬	自立支援法	診療報酬	高齢者医療
00	施行				改定	
01						
02					改定	
03		見直し1	△2.3%			基本方針
04					改定	
05	5年見直し					改革大綱
06	改正施行	見直し2	△2.4%	改正施行	改定	法案可決
07						
08					改定	施行・塩川委
09	被保険者拡大目途挫折	見直し3	+3%	3年見直し挫折・新政権で「改革推進本部」設置方針		新政権で「改革会議」設置
10	10年見直し				改定	年末まとめ
11						法案成立
12	改正施行？	見直し4	改定	新法？	改定	
13						新制度施行

- ※ 介護制度…法付則第二条に五年後見直し、改正付則第四条に施行一〇年後の見直しを規定。

※ 介護事業計画…五年一期、三年毎見直し。

※ 介護報酬…三年毎改定。

※ 介護従事者処遇改善交付金…次期介護報酬改定前二年三月まで措置、その後の継続は表明されているが方法は未定。一二年四月から継承制度。

※ 自立支援法…施行後三年見直しの定め、〇九年に当たる。〇九年は介護保険の被保険者を若年まで拡大する課題の検討目途と重なっていたが、共に挫折した。

※ 新政権は公約に基づく自立支援法廃止、応益（一割）負担から応能負担への転換を含む新法「障害者総合福祉法（仮）」制定を進めることなどのために首相が本部長の障害者制度改革推進本部と当事者による障害者制度改革推進会議の設置を閣議決定。

※ 「介護保険の一割負担」と「障害者応能負担」の違いは介護被保険者拡大に影響。

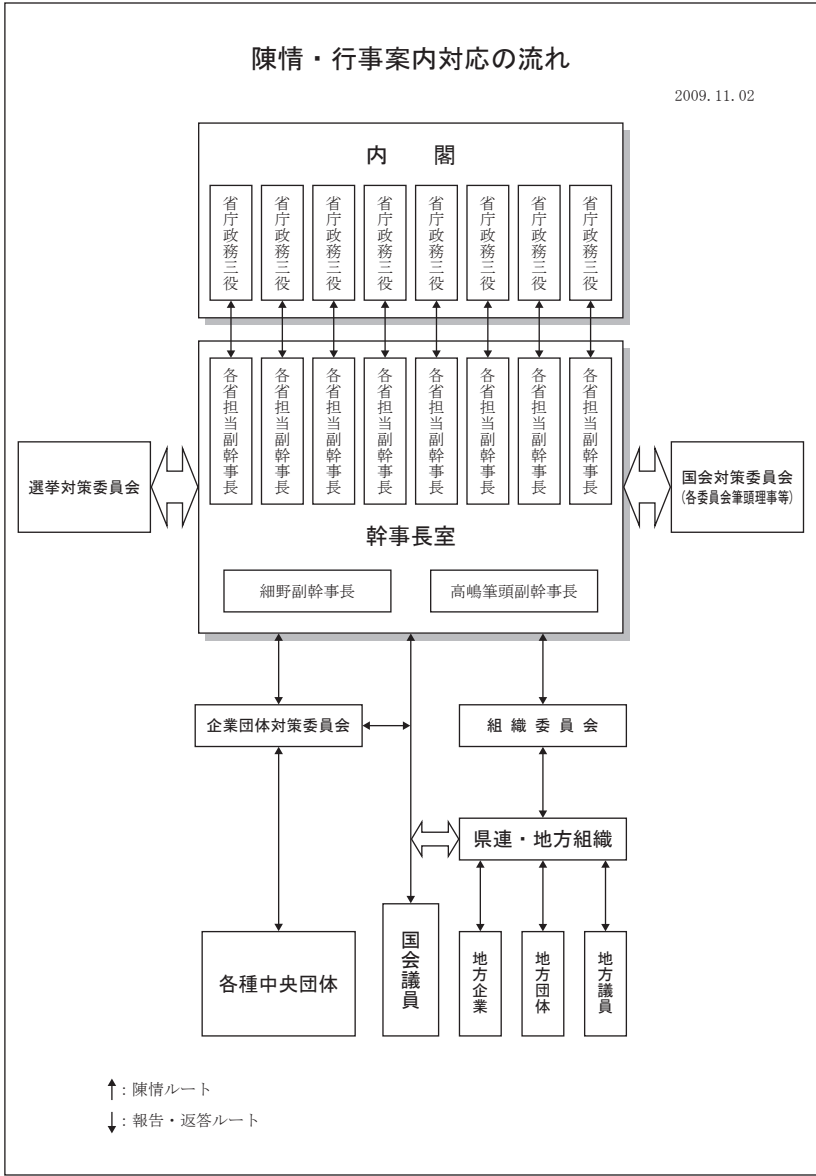
※ 診療報酬…二年毎改定。
- ※ これら諸要素が重なるのは二〇一二年。↓介護保険の制度改定は一〇～一一年に集中検討し一二年施行を目指すことになるか？

※ 「高齢者医療制度改革会議」の新制度創設スケジュール…〇九・一一、改革会議設置、一〇・夏、中間とりまとめ、一〇・年末、最終まとめ、一一・一、法案提出、一一・春、法案成立、一三・四、新制度施行を目指すとしており、二〇一二年とは重ならない。

五. 分権型陳情への改革

政権交代を選択した市民は、新政権・与党との間で旧政権の手法とは異なる円滑で実効性のある意思疎通を期待している。このためのルール作りが求められていたが、民主党は一一月二日「分権型陳情への改革」を決め、市民・団体と民主党・政府との意思疎通の作法とした。自民党と官僚・業界の癒着構造排除、陳情団の霞ヶ関詣で・集権的官治型風景の解消が期待される。

他方、分権型への改革は決定権が身近な自治体に分権されることでなければならぬが、中央での決定構造が変わらないまま窓口を地域化するだけにとどまれば、伝達のシステム化に終わる危惧がある。また各地域で陳情を受ける議員・党組織は党本部に伝達するのみで自ら省庁と意見交換する実質的仕組みを欠けば、不満がたまりやすい。党本部幹事長室は膨大な量と質と沿革を持つ陳情をさばききれず、つまりを起こす危惧がある。革新自治体の経験に照らせば、専門的力量・情報を蓄積してきた行政職員を市民本位で活躍するよう意識改革して活用することが不可欠で、これを欠けば政務三役や幹事



長室が支えきれない荷を負うことになる。また、どのような政権の下でも市民や団体はその支持する政党のいかんを問わず政府に意見反映する権利を持っている。ひとまず新たな作法がスタートしたが、これらのことを考慮しながら真に分権をすすめる、「政官業癒着」構造を打破し、市民主権のルールがさらに整備されることを期待する。



退職者連合、民主党に要請

退職者連合は七月一七日に前日の第一三回総会で決定した対政府要求について厚生労働省を通じて申し入れた。しかし、新政権・与党とあらためて協議する必要があるとして、一二月三日に民主党に対してその実現方を要請した。

民主党側は右記の「分権型陳情」ルールの一環として、厚生労働担当副幹事長 青木愛衆議院議員が対応した。政府税調の来年度予算に関連する議論が進行していることから、主として年金課税問題・高齢者医療制度をとりあげて要請した。青木副幹事長は要請内容を幹事長室に反映して政府に対応すると答えた。

この後、厚生労働省に対しても申し入れを予定している（会見は合意されているが、物理的に厚生労働省側の時間がとれず実施が延びた）。